

**令和 7 年度福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業
(脱炭素×復興まちづくり推進事業) 補助金
公募要領 (設備導入事業)**

福島県エネルギー課
令和 7 年 7 月 1 1 日

「福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業 (脱炭素×復興まちづくり推進事業)」補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号。以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和 30 年政令第 255 号)、福島県補助金等の交付等に関する規則 (昭和 45 年福島県規則第 107 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素×復興まちづくり推進事業) 交付要綱 (令和 7 年 4 月 1 日付環循事発第 25040128 号)、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (脱炭素×復興まちづくり推進事業) 実施要領 (令和 7 年 4 月 1 日付環循事発第 25040128 号)、福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業 (脱炭素×復興まちづくり推進事業) 交付規程 (以下、「交付規程」という。) 及び環境省所管の補助金等に係る事務処理手引に定めるもののほか、当該公募要領等に定めるところにより公募を実施する。

1 補助金の申請にあたって

上記法令等の内容及び以下の事項について、十分に理解した上で申請すること。

- [1] 申請書類には、如何なる理由があっても虚偽の記述を行わないこと。申請書類に虚偽の記述を行った場合は、事業の不採択、交付決定の取消、支払い済の補助金の返還を命じる等の措置を行う場合があることに留意すること。
- [2] C02 削減量等、申請書に記載する事業効果には達成義務があり、後年度に達成できているかどうかの確認を行うことに留意すること。事業効果を達成できていない場合には、支払い済の補助金の返還を命じる場合があることに留意すること。
- [3] 福島県から補助金の交付決定を通知する前に事業に着手 (契約) した場合、該当する経費については補助金交付の対象とはならないため留意すること。
- [4] 補助事業の円滑且つ適正な実施のため、事業実施中又は完了後に現地調査等を実施する場合がある。
- [5] 補助金で取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産 (取得財産等) を、財産処分制限期間 (法定耐用年数) 内に処分 (補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し (廃棄を含む。)) をすることをいう。) しようとするときは、事前に処分内容等について福島県知事 (以下、「知事」という。) の承認を受けなければならないことに留意すること。
- [6] 補助金に係る不正行為に対しては、適正化法の第 29 条から第 33 条において、刑事罰等を科す旨規定されている。

2 事業の目的

地域における再生可能エネルギー活用の普及を図り、福島での脱炭素社会と福島の復興まちづくりの両方の着実な実現を図ることを目的とする。

3 事業概要等

(1) 補助対象事業

福島県内の市町村が策定又は策定予定の再生可能エネルギー導入及び利用促進に関する目標と取組を定めた構想や計画（以下、「構想等」という。）に沿って、自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備に係る設備等の導入を行う事業。

(2) 主な要件

ア 国の他の補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう）の交付を受けて行われる事業でないこと。

イ 事業の有効性を明確とするための具体的な目標や指標が設定されているとともに、脱炭素を実現する等の先進性やモデル性と優れた費用対効果を有していること。

- ・ 申請者の再生可能エネルギー導入及び利用促進に関する目標と取組を定めた構想等に基づき申請をすること。

※申請時点で構想等を策定していない場合は、令和8年度までに策定すること。

- ・ 申請者が事業者等である場合、補助対象事業が事業を実施する市町村の構想等に沿った取組であること。

※申請者が事業者等である場合は、事業を実施する市町村に対し事前に事業を説明した上で市町村の構想等に沿った取組であることの確認を受けること（申請時点で市町村が構想等を策定していない場合は、令和8年度までに策定すること）。

ウ FIT（Feed-in-Tariff）、FIP（Feed-in-Premium）制度等による売電を行わないものであること。

エ 財産処分制限期間を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、カーボン・クレジットとして登録を行わないこと。

オ 補助金の交付申請を行った年度の2月末までに発電設備等の設置、費用の支払い、発電・熱利用の開始まで完了すること。

カ 交付規程の別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

キ 公募要領様式第7号に記載している事項を誓約できる者であること。

4 申請者

ア 補助対象事業を実施する福島県内の市町村

イ 福島県内で補助対象事業を実施する事業者等

補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、以下によること。

- ・2者以上の事業者のうち1事業者が代表者として申請することとし、当該代表者を本補助金の交付対象者とする。代表者は、補助事業を自ら行い、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得するものに限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令又は本規定に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- ・代表事業者は、本事業の申請者となるほか、事業の進捗管理等を行う。

5 補助対象設備等

(1) 用語の定義

この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- ・「自家消費型再生可能エネルギー発電設備」とは、自家消費を目的として、対象設備において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及びこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として、永続的に利用することができると認められるもの等を電気に変換する設備を指す。
- ・「自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備」とは、自家消費を目的として、対象施設において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽熱、バイオマス熱、その他温度差エネルギー（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等）を利用する設備を指す。
- ・本事業における「バイオマス」とは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）を指す。
- ・「水素エネルギー供給設備」とは、実質的に再生可能エネルギー由来の電気等で水を分解して水素を製造、貯蔵し、それを燃料として燃料電池で電気と熱（温水を含み、システム内利用も可。）を供給する設備を指す。

- ・「蓄電池」とは、電気エネルギーの貯蔵・放出を繰り返し行えるものを指す。
- ・「水電解装置」とは、水に電圧をかけることで水を化学分解する装置であって、スタックがアルカリ型又は固体高分子膜型のものを指す。
- ・「水素貯蔵タンク」とは、圧縮カードル、水素吸蔵合金、液化タンク等の水素を貯蔵することができる容器を指す。
- ・「給水タンク」とは、水貯蔵タンク、供給ポンプを指す。

(2) 補助対象設備

表1に掲げる設備で、必要かつ当該事業にのみ利用する実用段階にあるものに限る。

表 1 補助対象設備一覧

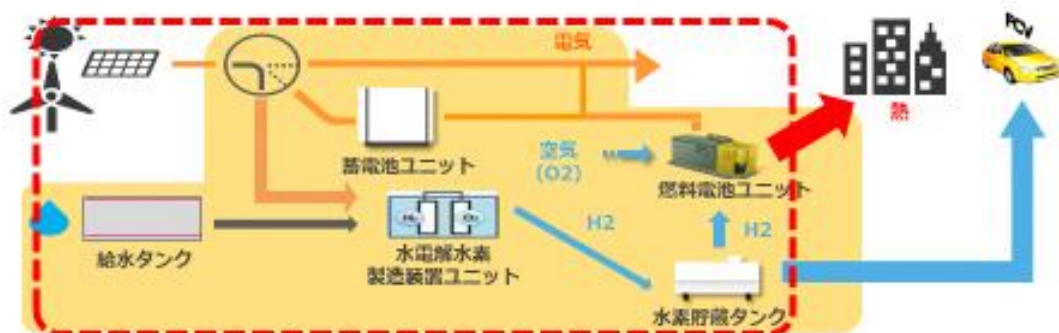
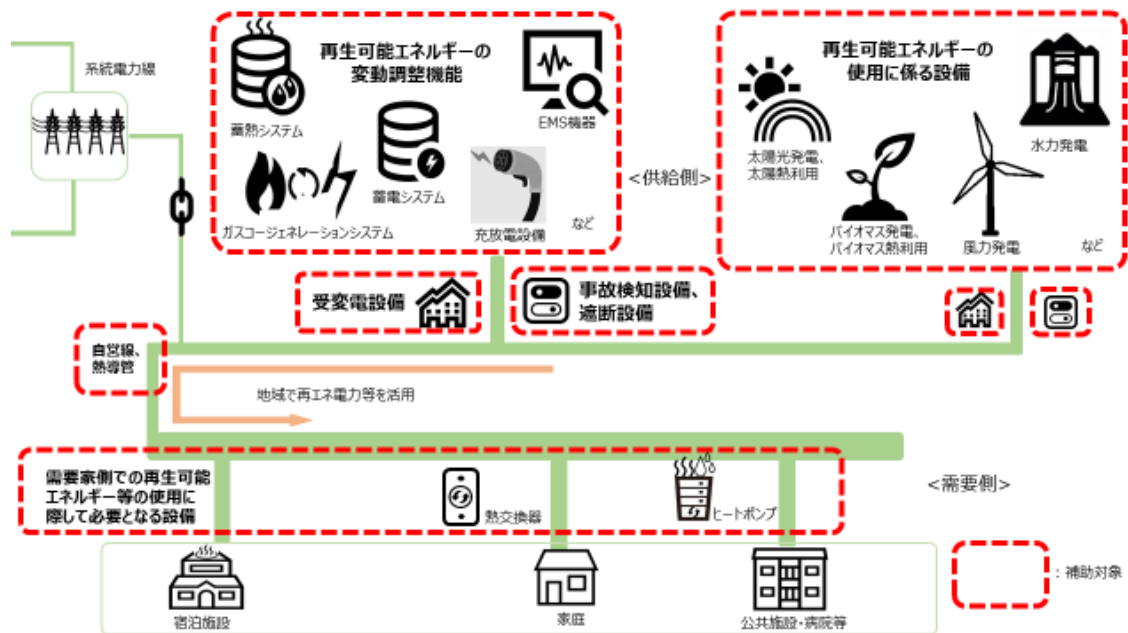
区 分	補助対象設備	要件及び摘要
自家消費型再生可能エネルギーの使用に係る設備	自家消費型の再生可能エネルギー由来の熱利用設備 ・ 太陽熱利用 ・ バイオマス熱利用 ・ その他温度差エネルギー利用（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等）	①太陽熱利用 ・ 集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。 ※ただし、追尾式の集光型太陽集熱器で、既に国際規格・基準を取得したものについては補助対象とし、その集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。 ②バイオマス熱利用 ・ バイオマス依存率が 60%以上であること。 ※バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。 $\text{バイオマス依存率} = G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$ G : バイオマス利用量 (m3N/h 又は kg/h) H : バイオマス低位発熱量 (MJ/m3N 又は MJ/kg) I : バイオマス以外の混焼燃料利用量 (m3N/h 又は kg/h) J : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量 (m3N/h 又は MJ/kg) ③その他温度差エネルギー利用（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等） ・ 熱供給能力が、温水、冷水共に 0.1GJ/h (24Mcal/h) 以上であること。 ・ 地中熱利用にあつては、暖気、冷温水不凍液の流量を調節する機能を有すること。 ・ 雪氷熱利用にあつては、冷気、水の流量を調節する機能を有する設備であつて、雪氷熱供給に直接的に供される設備であること。
	自家消費型の再生可能エネルギー由来の発電設備 ・ 100kW を超える太陽光発電 ・ 風力発電 ・ バイオマス発電 ・ 水力発電 ・ 地熱発電	①100kW※を超える太陽光発電 ※各系列における太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの定格出力の低い値の合計 考え方については、次の URL を参考にすること。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/120710_sun.pdf ※太陽光発電設備とその他再エネを組み合わせ導入する事業であつて、その他再エネの導入による CO2 削減量が太陽光発電の導入による CO2 削減量を上回る場合には、100kW 以下の太陽光発電も補助の対象とする。 ②風力発電

	※コージェネレーションシステムの場合、熱利用設備部分も補助対象とする。	・経済産業省の発電用風力設備に関する技術基準を定める省令に準拠する風車であること。 ・設置場所周辺住民の了解を得ていること。 ・環境影響調査はNEDO作成の風力発電ガイドブック及び環境影響評価マニュアル又は、地方公共団体の定めた条例・指示等に準じて実施すること。 ③バイオマス発電 ・バイオマス依存率が60%以上であること。 ※バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。 $\text{バイオマス依存率} = G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$ G：バイオマス利用量（m³N/h 又は kg/h） H：バイオマス低位発熱量（MJ/m³N 又は MJ/kg） I：バイオマス以外の混焼燃料利用量（m³N/h 又は kg/h） J：バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量（m³N/h 又は MJ/kg） ・バイオマス発電設備のうち、木質バイオマス発電設備及び関連する付帯設備は補助対象外とする。 ④水力発電 ・環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を実施すること。 ⑤地熱発電 ・周辺の排気ガス、排水、騒音、振動等の周辺環境への影響に関して、各種規制値を順守していること。 ・必要であれば地元住民等への説明の手続きを実施していること。
需要家側での自家消費型再生可能エネルギー等の使用に際して必要となる設備	暖冷房設備	熱源から温度差エネルギーを利用する熱交換器、ヒートポンプ等とそれらの設備までの配管（一次側）。二次側の配管と冷暖房設備、給湯設備そのものは補助対象外とする。
	電気設備	受変電設備から需要家側の敷地内引き込み線までは補助対象とし、建物内配線、照明設備、エレベーター等は補助対象外とする。
自営線	自営線	電力ケーブル、電柱、変圧器、分岐・接続設備、電力計の設備等。
	自営線地中化のための設備	溝：管路を埋設するための溝 管路部：電力のケーブルを収容する管路

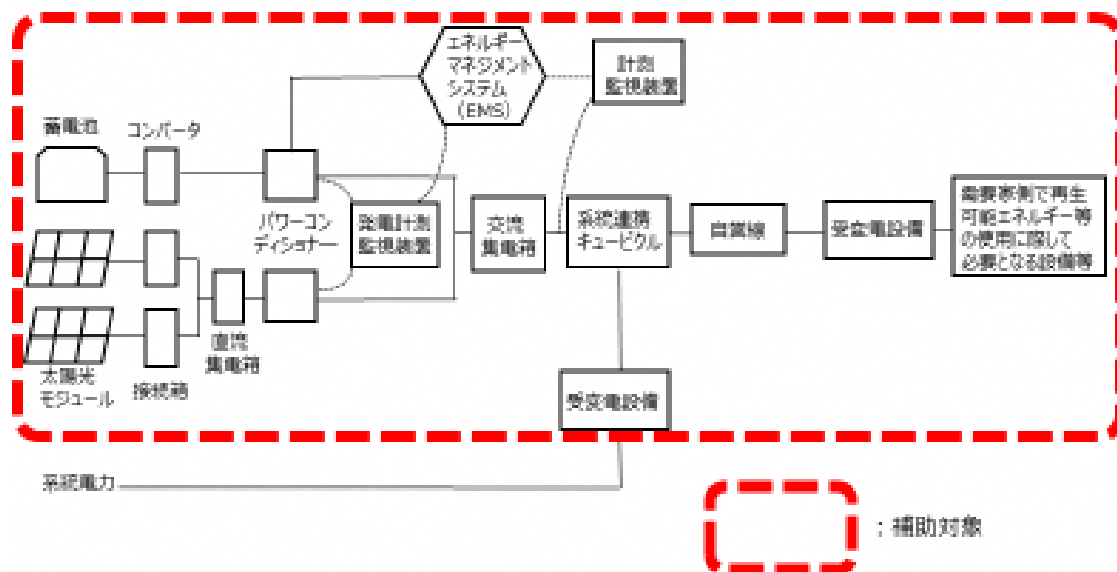
		特殊部：宅地へケーブルを接続・分岐させる箇所 引込管：宅地へのケーブルを収容する管路 地上機器：変圧器、電力計などを収容するボックス ※共同構は電線共同溝のうち、自営線の負担分を補助対象とする。 ※電線共同溝は上部構造が水路部材で構成されるものも補助対象とするが、水路部材部分は補助対象外とする。 ※幹線共同構（水道管、ガス管等が敷設されるような共同溝）は補助対象外とするが、そこに自営線を敷設するための工事費用は補助対象とする。
	事故検知設備	当該自家消費型再エネシステムにおける地絡等の事故を検知できる設備であること。
	遮断設備	当該自家消費型再エネシステムの構築に必要な設備及びグリッド内送電時の緊急遮断を行う設備に限る。
熱導管	熱導管	
受変電設備	受変電設備	・当該自家消費型再エネシステムの構築に必要な不可欠なものに限る。
再生可能エネルギーの変動調整機能	蓄電システム (据置型及び可搬型)	・エネルギーマネジメント（EMS）機器とセットで導入すること。 ※無停電電源装置（UPS）専用設備は対象外とする。 ・当該自家消費型再エネシステムの電力供給における調整用設備として活用するものであって、再エネの発電出力と比して適切な規模のものに限る。 ・再エネ発電設備から電気を優先的に蓄電すること。 ・蓄電池、電圧補償装置、整流器等の設備。
	蓄熱システム	・エネルギーマネジメント（EMS）機器とセットで導入すること。 ・当該自家消費型再エネシステムの熱供給における調整用設備として活用するものであって、再エネの出力と比して適切な規模のものに限る。 ・再エネ設備で発生する熱を優先的に蓄熱すること。
	充放電設備	・エネルギーマネジメント（EMS）機器とセットで導入すること。 ・当該自家消費型再エネシステムの電力供給における調整用設備として活用するものであって、再エネの発電出力と比して適切な規模のものに限る。 ・再エネ発電設備で発電される電気を優先的に充放電すること。

	エネルギーマネジメント（EMS）機器	・エネルギーマネジメントに必要なハードウェア等の設備。当該自家消費型再エネシステム内の発電量その他のデータに基づく需給調整の制御に必要不可欠な本体機器、計測装置、監視制御装置、通信機器、ゲートウェイ、モニター装置等。 ・エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等。当該自家消費型再エネシステム内の発電量その他データに基づく需給調整制御に必要不可欠な、最適化計算、制御を行うプログラム等。
	ガスコージェネレーションシステム ※ガスは都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス、水素ガス等	・当該自家消費型再エネシステムの電力又は熱供給における調整用設備として活用するものに限る。 ・バイオガスについては、バイオマス依存率が 60%以上であること。 ※バイオマス依存率の計算方法は以下のとおり。 $\text{バイオマス依存率} = G \cdot H / (G \cdot H + I \cdot J) \times 100$ G：バイオマス利用量（m3N/h 又は kg/h） H：バイオマス低位発熱量（MJ/m3N 又は MJ/kg） I：バイオマス以外の混焼燃料利用量（m3N/h 又は kg/h） J：バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量（m3N/h 又は MJ/kg）
水素エネルギー供給設備	水素を供給する設備、水素を利用する発電設備及び熱供給設備等	① 水電解装置 ② 給水タンク ③ 水素貯蔵タンク（圧縮水素、水素吸蔵合金、液化タンク等） ④ 燃料電池（改質器付きを除く。） ⑤ 貯湯タンク ⑥ エネルギーマネジメントシステム ⑦ 熱配管 ⑧ その他補助対象施設・設備を運用する上で必要と認められる設備
	導入する水素エネルギーシステムは原則として、以下の要件を全て満たすものであることとする。 ア 上記①～⑧の設備等を組み合わせ、水素をオンサイトで供給・利用するシステムであること。 イ 水素エネルギーシステムは、高い安全性と安定した稼働を要求されるものであることから、エネルギーマネジメントシステム構築のノウハウ又は特許等を有し、かつそのシステムについて 1 年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行う必要性がある。申請の際には、上記事業者の実績説明書もしくは見積書を提出し、要件を満たすことを示すこと。	

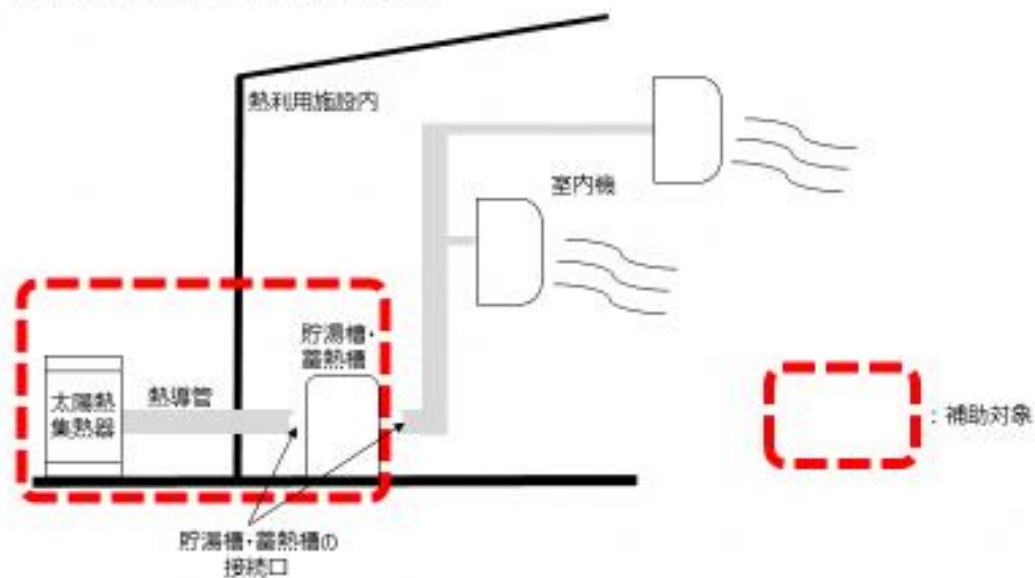
(3) 補助対象設備の範囲



再生エネ発電設備+蓄電池の例



太陽熱利用空調設備の例
熱利用施設内に貯湯槽・蓄熱槽を設置する場合



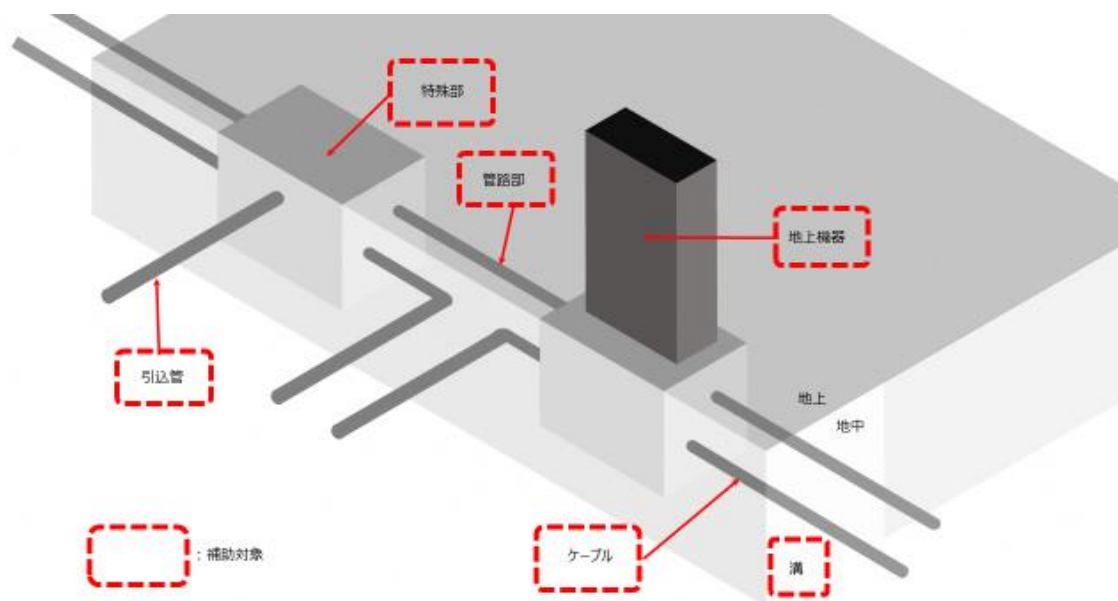
バイオマス熱利用設備の例
木質バイオマス熱利用設備 + バイオマス燃料製造設備



※燃料製造設備のみの申請は不可

※熱利用施設内に貯湯・蓄熱槽がある場合はその貯湯・蓄熱槽まで補助対象

自営線（地中化）イメージと補助対象設備



(4) 補助対象経費

事業を行うために必要な工事費、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で知事が認めた経費とする（別表第1、別表第2）。

※工事費のうち設計費については、システム設計、実施設計に要する経費を補助対象とし、事前調査費、基本設計費は補助対象外。

＜補助対象外の例＞

- ・ 不動産の取得費、賃借料
- ・ 中古設備の導入費用

※再製品化され一定期間の保証がある場合等（リユースバッテリー等）を除く

- ・ 導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等
- ・ 既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用
- ・ 工事で発生した残土処理費
- ・ 本補助金への応募・申請手続きに係る経費
- ・ 官公庁等への届出等に係る経費（使用前自己確認に係る費用等）
- ・ PR用のサイネージ

6 補助金の交付額

上 限：1.0億円

補助率：表2記載のとおり

表2 自立・分散型の再生可能エネルギーシステムの設備等導入を行う事業の補助率一覧

区 分	補助対象設備	補助率
自家消費型 再生可能エ ネルギーの 使用に係る 設備等	自営線、熱導管	2 / 3 ^{※1}
	太陽光	1 / 2 ^{※2}
	風力、バイオマス ^{※4} 、水力、地熱発電設備	2 / 3 ^{※1}
	蓄電システム	2 / 3 ^{※1}
	太陽熱、バイオマス熱、その他温度差エネルギー利用 (地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱、温泉 熱等) 設備	2 / 3 ^{※1}
	蓄熱システム	2 / 3 ^{※1}
	ガスコージェネレーションシステム	1 / 3 ^{※3}
	需要側で再生可能エネルギー等の使用に際して必要 となる設備 (熱交換機、ヒートポンプ等)	2 / 3
	これらの設備を運転制御するために必要な通信、制御 機器設備等	2 / 3
水素 エネルギー 供給設備等	水素を供給する設備、水素を利活用する発電設備及び 熱供給設備等	2 / 3 ^{※1}
	これらの設備を運転制御するために必要な通信、制御 機器設備等	2 / 3

※1 設備導入場所が避難解除区域等 (※) である場合の補助率は3 / 4

※2 設備導入場所が避難解除区域等 (※) である場合の補助率は2 / 3

※3 設備導入場所が避難解除区域等 (※) である場合の補助率は1 / 2

(※) 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯
舘村、大熊町、双葉町

※4 バイオマス発電設備のうち、木質バイオマス発電設備及び関連する付帯設備は補助対
象外とする。

7 事業期間

交付決定日から令和8年2月28日（土）まで

※事業期間内に、発電設備等の設置、費用の支払い、発電・熱利用の開始まで完了させること。

※自家消費型の再生可能エネルギー発電設備を導入する場合は、電力系統との連系手続きを早期に実施すること。

8 申請方法等

(1) 申請書類

- ・ 申請に必要な書類は、「公募要領様式 第1号 申請時提出書類一覧 兼 チェックシート」を確認すること。
- ・ 申請書に記載する CO2 削減量は、環境省「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック＜補助事業申請者用＞」（令和7年3月改訂環境省地球環境局）を参照のうえ、「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」より算出すること。

【リンク】 http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

- ・ 審査過程において追加書類の提出を求める場合があるので対応すること。

(2) 公募期間

令和7年7月11日（金）～令和7年8月1日（金）17時 ※必着

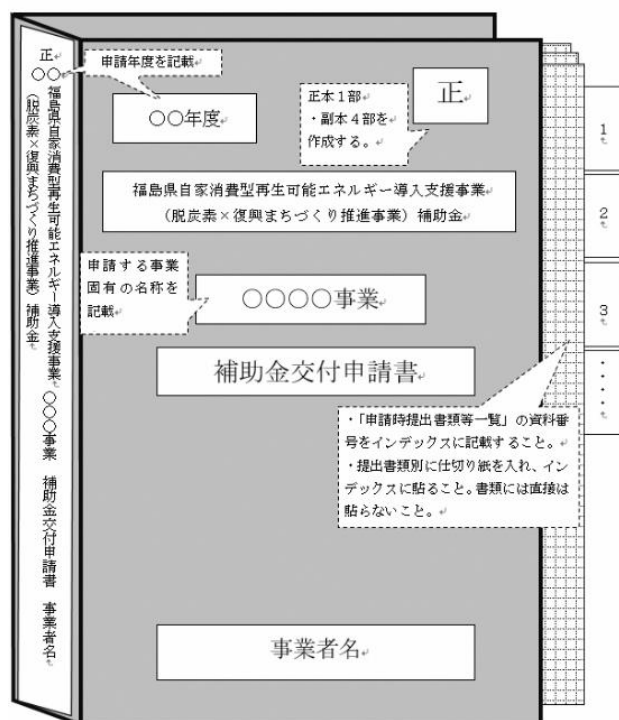
(3) 申請書の提出方法及び提出先

書類（紙媒体）5部（正本1部、副本4部）を提出すること。書類は2つ穴を開け、提出書類等一覧が指定する番号順にファイリングすること。ファイリングする様式等の間に仕切り紙を入れ、資料番号を記したインデックスを貼ること。また、ファイルの表紙及び背表紙に、本事業名・事業者名・固有の事業名を記載すること。

加えて、当該書類（正本と同じ内容）の電子データを保存した電子媒体（CD－R又はDVD－R）1部を提出すること（電子媒体には、申請者名を必ず記載すること）。

なお、申請書類は返却しないので、予め控えを取っておくこと。

＜申請書ファイリングイメージ＞



＜提出方法＞

持参または郵送等により福島県エネルギー課に提出すること。
 （郵送等の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

＜提出先＞

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
 福島県企画調整部エネルギー課
 自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業 担当宛て

（４）問合せ

＜問合せ受付期間＞

令和7年7月11日（金） ～ 令和7年7月25日（金）17時まで

＜問合せ方法＞

問合せ用紙をHPからダウンロードし、質問事項を記入の上、メールで送信すること。
 ※電話での直接の問い合わせは不可。

9 採択に係る審査

（１）審査方法

一般公募を行い、審査を経て選定する。

審査結果によっては、付帯条件が付されることがあるため留意すること。

(2) 審査内容等

申請書の内容について、事務局が形式審査を行う。

形式審査に合格したものについて、実質審査を行う。実質審査では、審査基準に基づいて審査し、優先採択枠と通常枠に分けて採択を行う。優先採択枠では、基準点を満たす事業のうち太陽光発電設備以外の設備導入事業を一定額に達するまで優先的に採択する。優先採択の金額枠は応募状況を踏まえ、設定する。通常枠では、基準点を基に上位から予算の範囲内で採択を行う。

審査に当たっては、審査会において申請内容についての説明等を求める場合があるので対応すること。

(3) 形式審査項目

- ・ 交付規程・公募要領等に定めた補助の要件を満たしているか、補助対象外の経費が申請に含まれていないか。
- ・ 交付規程・公募要領等に定めた申請書類に不備や不足が無い、必要な記載があるか。
- ・ 基準値審査：「表3 C02削減量あたりの導入費用※（円/t-CO2） 基準値」に記載する設備を導入する場合において、基準値を下回っているか。（基準値を満たさない場合は、実質審査を行わない）

※算出式は、公募要領様式第6号 費用対効果（総計：C02削減量あたりの導入費用）参照。

(4) 実質審査項目

- ・ 「表4 審査基準・配点」に従い審査を行う。
- ・ 各審査員の合計点の平均が、50点に満たない場合は採択しない。
- ・ 項目毎に評価ポイントの一例を記載しているので参考にすること。

表3 C02削減量あたりの導入費用（円/t-CO2） 基準値

再エネ種別	基準値
100 kW※を超える太陽光発電（蓄電池なし）	60,000
100 kW※を超える太陽光発電（蓄電池あり）	90,000

※kWは、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの定格出力の低い値

※当該基準値が適用されるのは太陽光発電単体の導入事業であり、太陽光発電とその他再エネを組み合わせる導入事業（その他再エネの導入によるC02削減量が太陽光発電の導入によるC02削減量を上回る事業）は対象外。

表4 審査基準・配点

番号	項目			配点
1	先進性・モデル性			25
	・ 地域資源を活用した事業である。			
	・ 複数の再エネや熱利用等を組み合わせて、効率的なエネルギー利用が検討された事業である。			
	・ 設備の配置や配置方法に工夫がある。			
	・ 上記以外で脱炭素や事業の取組周知等に関するアイデアや創意工夫が含まれる事業である。			
2	まちづくりや地域社会への貢献			25
	・ 公共性・公益性の高い事業である。			
	・ 設備の導入により、地域課題の解決に貢献する事業である。			
	・ 指定緊急避難場所、指定一般避難所、指定福祉避難所に指定された施設における事業で、災害時における施設開放・電力供給等が計画されている。			
	・ 復興まちづくりに資する事業である。			
	・ 地球温暖化対策推進法第 21 条第 5 項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を地方公共団体実行計画に全て定めた市町村の促進区域内で実施する事業である。			
3	費用対効果			20
	C02 総削減量あたりの 導入費用（円/t-C02） ※事業別種別で算出 （表 5）	区分 A	20	
		区分 B	16	
		区分 C	12	
		区分 D	8	
		区分 E	4	
4	CO2 削減量			20
	設備導入による年間の CO2 削減量（t-CO2/ 年）	200t 以上である	20	
		150t 以上、200t 未満である	16	
		100t 以上、150t 未満である	12	
		50t 以上、100t 未満である	8	
		50t 未満である	4	
5	カーボンニュートラル実現に向けた申請者の取組※			10
	① 温室効果ガス削減 目標の設定をして いる。	ア）2050 年カーボンニュートラル達成を明示（基準）	2	
		イ）「ア」に加え、目標年の前倒し、もしくは 2030 年度に 46%以上を設定している	2	
		ウ）「ア」「イ」に加え、事業者以外の他社の 排出削減に寄与する目標を記載している	2	
	② デコ活応援団への参画		2	
	③ デコ活宣言の実施		2	
合計				100

※エコ・ファースト認定企業は、番号5について満点（10）とする。

表5 事業別種別の費用対効果（円／t-CO₂）の配点

（単位：円）

事業	種別	区分A		区分B		区分C		区分D		区分E	
		配点	導入費用	配点	導入費用	配点	導入費用	配点	導入費用	配点	導入費用
再エネ	太陽光発電 （蓄電池なし）	20	15,000 以下	18	15,001 ～ 30,000	12	30,001 ～ 45,000	8	45,001 ～ 60,000	-	
	太陽光発電 （蓄電池あり）		22,500 以下		22,501 ～ 45,000		45,001 ～ 67,500		67,501 ～ 90,000		
	風力発電		8,000 以下		8,001 ～ 18,000		18,001 ～ 24,000		24,001 ～ 32,000	4	32,001 以上
	小水力発電		13,000 以下		13,001 ～ 28,000		28,001 ～ 39,000		39,001 ～ 52,000		52,001 以上
	地熱発電		7,500 以下		7,501 ～ 15,000		15,001 ～ 22,500		22,501 ～ 30,000		30,001 以上
	バイオマス		22,500 以下		22,501 ～ 45,000		45,001 ～ 67,500		67,501 ～ 90,000		90,001 以上
熱利用	ガスコジェネ		10,250 以下		10,251 ～ 20,500		20,501 ～ 30,750		30,751 ～ 41,000		41,001 以上
	太陽熱利用		8,200 以下		8,201 ～ 18,400		18,401 ～ 24,800		24,801 ～ 32,800		32,801 以上
水素	水素供給		18,750 以下		18,751 ～ 33,500		33,501 ～ 60,250		60,251 ～ 87,000		87,001 以上
	燃料電池		24,850 以下		24,851 ～ 49,700		49,701 ～ 74,550		74,551 ～ 99,400		99,401 以上

※導入費用…CO₂削減量あたりの導入費用（円/t-CO₂）

10 留意事項等

（1）公募結果の公表について

補助金の交付決定後に、採択された事業に関する情報（補助事業者の名称、事業名等）について、福島県のホームページ等で公表する。

また、当該補助金の交付決定等に関する情報（交付決定先、法人番号、交付決定額等）が国により公表される場合がある。

（2）契約等について

交付決定後、契約・発注を行うに当たっては、競争原理が働くような手続き（競争入札若しくは3社以上の相見積）によって相手先を決定すること。

（3）補助事業の計画変更等について

交付規程第7条第1項第三号イにいう「細部の変更」とは、補助対象経費の20パーセント以内の増減とする。

※補助事業の内容等に変更が生じる場合は、細部の変更に該当する場合でも、必ず事前に福島県担当者まで相談すること。

（4）完了実績報告及び書類審査等

補助事業が完了した時は、完了日から起算して30日を経過した日、又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（交付規程様式第14）を福島県宛てに提出すること。

福島県は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の実施結果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

（５）補助金の支払い

交付額が確定した後に補助金を支払うものとする。

ただし、真に必要があると認める場合においては、福島県との協議を経て概算払をすることができる。

補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、精算（概算）払請求書（交付規程様式第１７）を提出すること。

（６）定期報告書の提出

補助事業者は、補助事業完了後、県の指示により過去１年間の二酸化炭素削減効果等に係る定期報告書（交付規程様式第１８）を知事に提出すること。

また、本事業を広く周知する目的で事業内容を公表する場合があるので、協力すること。

（６）補助金の経理について

補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、交付規程第７条第１項第八号の規定により管理すること。

（７）補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは補助金交付の目的上ふさわしくないため、自社調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上すること。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があるが、その場合、根拠となる資料を提出すること。

（８）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳（交付規程様式第１２）を備え、当該取得財産に「福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）補助金」により取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

<明示例>

- ・この設備は、福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業：環境省補助）により整備しました。

(9) 財産処分

補助金で取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）をすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について知事に取得財産処分承認申請書（交付規程様式第 13）を提出し、承認を得ること。

なお、財産処分については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成 20 年 5 月 15 日付環境会第 080515002 号大臣官房会計課長通知。）に準じて行うものとする。

別表第 1

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する給与等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））

		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付 帯 工 事 費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機 械 器 具 費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測 量 及 試 験 費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並

業務費	業務費	びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費	事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当等（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第2に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。 <table border="1" data-bbox="703 1281 1329 1527"> <thead> <tr> <th>号</th><th>区 分</th><th>率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>5, 000万円以下の金額に対して</td><td>6. 5%</td></tr> <tr> <td>2</td><td>5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して</td><td>5. 5%</td></tr> <tr> <td>3</td><td>1億円を超える金額に対して</td><td>4. 5%</td></tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率												
1	5, 000万円以下の金額に対して	6. 5%												
2	5, 000万円を超え1億円以下の金額に対して	5. 5%												
3	1億円を超える金額に対して	4. 5%												

別表第2

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・ 職員手当等		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付

		消耗品費 備品購入		すること。 この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
--	--	--------------	--	--

申請手続の流れ

